## ○金融庁告示第

号

金 融 商 品 取 引法 施 行 令 昭昭 和四十年政令第三百二十一号) 第一条の十七 の二並 び こに金融 商 品品 取引業等 に関

する内 閣 府 令 平 成十. 九 年内 閣 府 令第五十二号) 第百四 十 一 条第 項第五1 号及び第 八 号 口 並 び に 第 百 兀 十 二

条 Ò 五 第 項 第五号及び 第八 号 口  $\mathcal{O}$ 規定に基づき、 金 融 商 品 取 引 法 施 行令第 条 Ď + 七 の 二  $\mathcal{O}$ 規 定に 基 づ き

金 融 庁長官が指定する商品を定める件 (令和: 元年金融庁告示第十号) 及び 顧客分別金信託 に うい 7 信 託する

(平成十九年金融庁告示第五十八号)

の一部を次のように改正

公

布の日から適用する。

ことができる有価証券等を指定する件

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

**金** 融 商品 取 引法施行令第一条の十七 の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定 んめる: 件 ⑦一 部改

正

第 一条 金融 商 品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件の一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分 (連続する他の規定と記号により

括して掲げる規定にあっては、 その標記部 分に係る記載) に二重傍線を付 した規定 (以 下 「対象規定」

という。) は、 その 標記部分が異なるも のは 改 正 前欄 に掲げ る対象規定を改正後欄 に掲げる対象規定とし

て移動 改 正 後欄 に 掲げる対象規定で改 正 前 欄にこれに対応するものを掲げてい ないものは、 これを加

える。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	ゴ ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
記載は注		改
記であ		正
る。		後
	五〜十 [同上] [号を加える。] [号を加える。]	
		改
		正
		前

(顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一部改正)

第二条 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件の一 部を次のように改正す

る。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改める。

する。	十九年九月三十日から適用する。
時価に乗ずる率を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用	価額の上限を算出するため時価に乗ずる率を次のように指定し、平成
:   信託することができる有価証券及びその評価額の上限を算出するため	顧客区分管理信託について信託することができる有価証券及びその評
第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、  顧客分別金信託について	第一項第五号及び第八号ロの規定に基づき、顧客分別金信託及び商品
号)第百四十一条第一項第五号及び第八号ロ並びに第百四十二条の五	号)第百四十一条第一項第五号及び第八号ロ並びに第百四十二条の五
金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二	金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二
改正前	改正後